

## ながとラボ 施設利用規約

### （趣旨）

第1条 この規約は、「ながとラボ」（以下、「施設」という。）における設備利用の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （開放施設）

第2条 1 開放施設の範囲は、次のとおりとする。

- (1)食肉加工室
- (2)総菜加工室
- (3)菓子製造室
- (4)食品製造室
- (5)ワーキングルーム

2 第1項の開放施設においては、別表に定める機器を利用できるものとする。

### （利用者の範囲）

第3条 開放施設を利用できるのは、ながとラボ利用会員とする。ながとラボ利用会員の資格等は別途会員規約を定める。

### （休業日）

第4条 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始

### （利用時間）

第5条 施設の利用時間は、施設の清掃等も含み、午前9時から午後5時までとする。ただし、特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

### （利用の申込）

第6条 施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、設備利用許可申請書（別紙様式1）を利用日の10日前までに提出しなければならない。また、前条に規定する利用日および利用時間以外の利用（以下「時間外利用」という。）に当たっては、時間外利用許可申請書（別紙様式2）を併せて提出しなければならない。

(利用の許可)

第7条 前条の規定により施設利用許可申請書が提出されたときは、その内容を審査し、施設の開発業務等に支障がなく、かつ、利用させることが適当であると認められる場合において、希望する施設ごとに許可するものとする。

(利用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による申請に応じないことができる。

- (1) 施設の業務に支障がある場合
- (2) 施設の設備・什器備品を損傷・汚損する恐れがある場合
- (3) 施設で定めた利用規約に違反した場合
- (4) 宗教団体、思想団体、政治団体またはこれに類する集会等の目的と判断した場合
- (5) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の指定暴力団またはその他集団的または常習的に暴力的不法行為を行う虞がある団体、もしくはその構成員である場合
- (6) 公序良俗に反するまたは法律に違反する恐れがあると判断した場合
- (7) その他理由の如何にかかわらず、利用目的等が当施設で行うには相応しくないと判断した場合
- (8) その他適当でないと判断した場合

(利用の取消)

第9条 施設の利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は利用許可施設の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が本規約に違反した場合
- (2) 利用者が施設を利用する権利を第三者に譲渡又は転貸したと認める場合
- (3) 公益上特に必要があると認める場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認める場合

(利用料)

第10条 利用者は、別表に定める利用料を納めなければならない。

(試作品の販売等)

第11条 利用者は、施設で製造する試作品を販売する場合は承認を得たうえで、製造場所として当施設を表記することとする。

(利用の報告)

第12条 利用者は、利用時間終了の都度、利用報告書(別紙様式3)を提出すること

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設備の利用は、施設担当者の立ち会いのもと又は指示により行うこと
- (2) 設備は当該施設内で利用するものとし、外部へ持ち出さないこと
- (3) 機器以外の白衣、手袋、帽子、靴等、作業員が直接身につけるものについては、当施設が指定したものとする
- (4) 利用する際に持ち込む材料等は、利用許可期間中に必要なもののみとし、利用者の責任において管理すること
- (5) 設備の利用中に故障その他の異状を発見したときは、速やかに施設の担当者に連絡し、指示を受けること
- (6) 利用に当たっては、安全確認を十分に行い、作業終了後は、機器の洗浄、施設の清掃を行い、施設担当者の確認を受けること
- (7) 作業終了後は、試作した製品、持ち込んで残った材料、利用によって生じた廃棄物や加工残渣等は、利用者が全て持ち帰ること

(禁止行為)

第14条 次に掲げる行為は禁止する。

- (1) 当方の承諾のない掲示、販売、寄付募集行為等
- (2) 食肉加工室・総菜加工室への飲食物(弁当類等)の持ち込み
- (3) 壁面、ドア等へのテープ、押しピン類による張り紙
- (4) その他違法行為、公序良俗に反する行為
- (5) 施設が指定する物の施設への持ち込み

(損害賠償及び免責)

第15条 利用者の責めに帰すべき理由によって、施設又は利用者以外のものが被った損害については、利用者が賠償の責めを負うものとする。

2 施設の利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、施設に過失が無い限り、施設は一切の責任を負わないものとする。尚、施設は利用者の貴重品等を預からない。

3 天災、火災、その他の不可抗力によって当施設の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害について施設は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるほか、施設の利用に関して必要な事項は、施設長が別に定めることとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

令和 2年4月1日改定